第6回「民都・大阪」フィランソロピー会議 議事概要

- 1 日 時 令和元年9月9日(月) 14時30分から16時15分まで
- 2 場 所 大阪市役所 5階 特別会議室

3 出席者

会議メンバー

池内 啓三 学校法人関西大学理事長

岩田 敏郎 社会福祉法人聖徳会理事長

久保井 一匡 公益財団法人小野奨学会理事長

施 治安 「大阪を変える 100 人会議」顧問

出口 正之 国立民族学博物館教授

福岡 弘髙 大阪府・大阪市副首都推進局総務・企画担当部長

堀井 良殷 公益財団法人関西·大阪 21 世紀協会理事長

松井 芳和 大阪府・大阪市副首都推進局総務・企画担当部長

会議メンバー以外

鱧谷 貴 公益財団法人大阪コミュニティ財団専務理事

4 議題

議題1 「民都・大阪」フィランソロピー会議のメンバーの選任について

議題 2 「フィランソロピー大会 OSAKA2019」について(開催報告)

議題3 当面の具体的取組みについて

議題4 その他

5 会議資料

次第

資料1 「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿(案)

資料 2 フィランソロピー大会 OSAKA2019 を開催しました (ホームページ)

参考資料 1 【第5回会議資料3】「民都・大阪」フィランソロピー・プラットフォーム(案) について

参考資料2 【第4回会議資料2-1】「民都・大阪」フィランソロピー会議の当面の取組みに ついて

参考資料3 MY基金・OUR基金で地域社会に貢献

参考資料 4 分野別助成件数推移表

6 議事要旨

議題1 「民都・大阪」フィランソロピー会議のメンバーの選任について

(1)会議メンバーであった公益財団法人大阪コミュニティ財団専務理事 森 清純 氏の退任 に伴い、会議規約第6条第2項の規定に基づき、同法人理事長 宮城 勉 氏がメンバーと して選任された。(資料1)

議題 2 「フィランソロピー大会 OSAKA2019」について (開催報告)

- (1)事務局から資料2に基づき、令和元年6月21日開催の「フィランソロピー大会 OSAKA2019」 の開催概要等について報告。
- (2) 意見等の概要は以下のとおり
 - ・大会は、公益活動に携わられている方や、ご興味をお持ちの各種団体、企業、府民・市民 の方など多くの方に参加いただき、大変盛況であった。
 - ・第2部については、プログラムの内容を盛り込み過ぎたせいで、1登壇者当たりのプレゼンテーションの時間が短くなってしまった。
 - ・メンバー以外の登壇者によるプログラムが多かったため、次回の大会ではもっとメンバー に話をしてもらえるようなプログラムを企画すべきではないか。
- (3) 今後の対応
 - ・今後、大会のあり方・めざすもの・開催時期等についてメーリングリスト (ML) も活用しながら、メンバーで議論を重ねていく。

議題3 当面の具体的取組みについて

(1)議長より参考資料 1・参考資料 2 を参照しながら、これまでの概念や枠組み・形式の議論が中心であった議論経過等について振り返りをしたうえ、まずはテーマを設定して中身の議論を始めることとし、会議の運営のあり方等については今後議論の進み具合を見ながら議論を進めていくことについて確認。

議論テーマについては、今回の会議では「寄附を生み出し、寄附を活かす取組み」について議論を行うこととなった。議論の中で、寄附に関連して公益財団法人大阪コミュニティ財団 豊谷専務理事から、参考資料3 MY 基金・OUR 基金で地域社会に貢献に沿って同財団の概要・事業等について説明があった。

(2) 意見等の概要は以下のとおり

- ・寄附は完全に東京一極集中。大阪がフィランソロピーの街として日本中・世界中から寄附が集まってくるような求心力を持つためにこの会議が立ち上がったと理解。休眠預金の指定活用団体が大阪で取れなかったことは残念。今後、資金分配団体に手を挙げる団体や遺贈の窓口機能を担えるような機関が出てくること、企業と非営利セクターを結びつけるようなふるさと納税の新たな仕組みの創設などを会議として促進していけないか。
- ・紺綬褒章の対象となる寄附先の公益団体のうち民間法人の約90%が東京の法人であるし、 休眠預金の指定活用団体として東京の団体が指定され、東京だけで議論が行われている。

- ・紺綬褒章、休眠預金、土地等の現物寄附に関する「みなし譲渡課税」の買換え資産の特例 など、知られていない寄附政策が数多くあることを認識しておく必要がある。
- ・例えば法律で定められている公益財団法人等の理事の構成要件(親族等)の規制緩和を国 に要望したり、公益局の創立やその機能を担うこと、表彰等について大阪府・市に提言し たりすることは考えられないか。
- ・私立大学(学校法人)でも寄附を募集しているが、周年事業では寄附は集めやすいが、それ以外ではなかなか集められないのが現状。学校法人に限らず、どのような法人がどれだけの寄附を集めて運営しているのか実態を調べたうえで検討を進めてはどうか。
- ・社会福祉法人は原則として寄附することは認められていないが、大阪では"オール大阪の 社会福祉法人"が連携・協働して取り組む「地域貢献事業」の仕組みとして「大阪しあわ せネットワーク」があり、生活困窮者の自立等のために基金を拠出し、事業を推進してい る。これは大阪モデルと言われ全国に先駆けて実施してきたが、法改正により余裕財産の 明確化・地域への再投下が定められ、全国の都道府県で実施されるようになっている。今 後、事業内容等について改善の余地があるかもしれない。
- ・大阪コミュニティ財団は日本初の助成財団で信用も歴史もあり、発展させていくことがフィランソロピー都市への近道になる。同財団の機能をもっと活かせないか。財団をより多くの団体・個人に知ってもらうために、例えば大阪弁護士会遺言相続センターと連携等はできないか。
- ・遺贈は遺留分の関係等で相続人とトラブルになることも多く、寄附をする場合には遺贈よりも生前贈与の方がメリットは大きい。
- ・1970 年大阪万博は成功に終わり、大阪は活性化した。2025 年の万博は大阪復権・再生の大きなチャンス。寄附を本気で集めるなら府民・市民の心に響くキーワードが何か必要ではないか。そういった意味で、万博の成功をひとつのテーマ・目標にしてもよいのではないか。
- ・日本やイギリスにおける文化事業は、寄附文化の盛んなアメリカとは異なり、行政からの助成(支援)と民間の自助努力・寄附のいわばハイブリッド型で運営がなされており、イギリスでは文化関係への行政からの助成のほとんどが宝くじの収益金で賄われている。大阪・近畿で文化宝くじのようなものを発行できないか。
- ・大阪コミュニティ財団の助成金額に占める芸術文化の発展・向上に係る助成金額はごくわずか。関西・大阪 21 世紀協会でも文化力向上等に向けた事業を行っており、文化に関する基金もあるが、なかなか寄附が集まらないのが実情。「民都・大阪」フィランソロピー会議として何か文化面の取組みを行えないか。

(3) 今後の対応

- ・「寄附を生み出し、寄附を活かす取組み」について、引き続きメーリングリスト(ML)も活用しながら、メンバーで議論を重ねていく。
- ・文化面の取組みについては、議長に文化関係のメンバー(堀井理事長、大槻理事長、藤田館長)を加えたメンバーを中心に、どういった切り口で取り組むか等について検討するところからスタートする。本日欠席のメンバーについても、メーリングリスト(ML)で案内。

- ・大阪コミュニティ財団の大阪弁護士会遺言相続センターに対する要請については、久保井 理事長を通じて同センターに働きかけを行う。
- ・会議の運営のあり方等については今後議論の進み具合を見ながら議論を進めていく。

議題4 その他

・議長から、現行のメーリングリスト (ML) において講じられているセキュリティ対策について説明があり、安全性等について確認された。